

大竹市男女共同参画行動計画

**おおたけ男女共同参画プラン**

**わかちあう あした創り**

平成 11(1999)年 8月策定

平成 25(2013)年 3月改訂

## はじめに

本市では、平成 11(1999)年に「おおたけ男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりました。

少子・高齢化や核家族化、また、社会経済情勢など、私たちを取り巻く社会状況は急速に変わり続けています。しかし、真に豊かな社会を築くには、男女の性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要です。

平成 11(1999)年 8 月に策定した「おおたけ男女共同参画プラン」の目標年次は平成 22(2010)年となっておりましたが、施策の目標実現には至っていないのが現状です。よってこのたび計画期間を、平成 32(2020)年度まで延長し、「おおたけ男女共同参画プラン改訂版」としました。

この計画は、改定前の計画を踏まえ、「男女平等の風土づくり」、「男女が共に育む地域社会づくり」、「男女が共に生き生きとゆとりをもって働くための環境づくり」、「生涯にわたり健康で安心して暮らせる社会づくり」の 4 つを基本目標に男女共同参画を総合的かつ計画的に引き続き推進していくこととしております。

施策の推進にあたっては、市民の皆様、そして各種団体の方々等と連携して積極的に取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 25(2013)年 3 月

大竹市長

入山欣郎

## もくじ

第1章 行動計画策定の背景	1
1. 國際的な動向と国の取り組み	
2. 広島県と大竹市の取り組み	
第2章 女性を取り巻く情勢	5
1. 性別役割と女性の地位	
2. 仕事と女性	
3. 少子・高齢化と女性	
第3章 計画の概要	9
1. 基本理念	
2. 男女共同参画社会の概念	
3. プラン策定の基本的な考え方	
4. 計画の基本目標	
5. 目標年次	
第4章 計画の内容	12
体 系 図	
基本目標1 まなぶ 男女平等の風土づくり	13
重点課題1 男女平等の意識づくり	
重点課題2 男女平等教育の推進	
基本目標2 はぐくむ 男女が共に育む地域社会づくり	19
重点課題1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	
重点課題2 男女が共に担う家庭・地域づくり	
重点課題3 国際理解・国際協力の推進	

基本目標3 はたらく 男女が共に生き生きとゆとりをもって働くための環境づくり	26
重点課題1 雇用における男女平等の推進	
重点課題2 さまざまな就労を可能にする能力の開発と向上	
重点課題3 農林水産業や商工自営業等での働きやすい環境づくり	
重点課題4 仕事と家庭の両立を可能にする環境づくり	
 基本目標4 くらす 生涯にわたり健康で安心して暮らせる社会づくり	35
重点課題1 心とからだの健康づくりの推進	
重点課題2 人にやさしい社会に向けての基盤づくり	
 総合推進体制の整備	40
資料編	42
用語解説	
男女共同参画に関する主な年表	

# 第1章 行動計画策定の背景

## 1. 國際的な動向と國の取り組み

### (1) 國際的な動向

昭和50（1975）年の「國際婦人年」，それに続く「国連婦人の10年」を契機に，女性問題をめぐる国際的な動きが高まってきた。

特に，昭和54（1979）年に国連で採択された「女子差別撤廃条約」では，「女子に対する差別が依然として広範に存在していること」を重視し，男女平等の実現に向けた実効性のある行動を開拓する決意を示しており，条約批准国の取り組みの指針となりました。

また，平成7（1995）年に北京で開催された「第4回世界女性会議」では，平成12（2000）年までに各国が取り組むべき課題を示した「行動綱領」が採択されました。

平成12（2000）年，第23回国連特別総会「女性2000年会議」で「成果文書」が採択され，「北京行動綱領」のさらなる実施に向けて，各國政府などが取るべき行動が提言されました。

平成17（2005）年，第49回国連婦人の地位委員会，通称「北京+10」では，これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに，完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言が採択されました。

平成22（2010）年には，第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」と第23回国連特別総会「女性2000年会議」成果文書の実施状況の評価を主要テーマとした第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）が開催されました。

## (2) 国の取り組み

我が国においては、昭和50（1975）年に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52（1977）年には、女性問題の課題と施策の方向を示す「国内行動計画」が策定されました。国内行動計画については、その後の改定を経て、平成8（1996）年には、21世紀初頭に向けての施策の方向性等を示す「男女共同参画2000年プラン」として策定されました。

この間、「国籍法」の改正や「男女雇用機会均等法」の制定、「女子差別撤廃条約」の批准などが行われるとともに、推進本部を改組して「男女共同参画推進本部」が設置されました。

平成11（1999）年、男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

平成17（2005）年、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、平成32（2020）年までを見通した長期的な政策の方向性と、平成22年度末までに実施する具体的施策が定められました。また同年、離職した女性の再就職・起業等に係る総合的な支援策である「女性の再チャレンジ支援プラン」を取りまとめ、女性が安心して子育てしながら再チャレンジできる社会の実現に向けて推進することとしています。

平成19（2007）年、「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が、また、男女雇用機会均等対策を推進していくため、「男女雇用機会均等対策基本方針」が策定されました。さらに、同年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が一部改正され、平成20（2008）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が策定されるなど、この問題に対し、積極的な取り

組みが進められました。

平成22（2010）年には、基本法施行後10年間の反省を踏まえ、15の重点分野を掲げた「男女共同参画基本計画（第3次）」が策定されました。

## 2. 広島県と大竹市の取り組み

### （1）広島県の取り組み

広島県における取り組みは、昭和52（1977）年の「女性行政の総合窓口」及び「庁内推進組織」の設置に始まります。その動きが高まるのが、昭和63（1988）年からであり、同年には「広島県女性プラン」の策定、平成元（1989）年には、広島県の女性の地位向上と社会参加活動の拠点施設である「エソール広島」の開館など、各種施策の推進が図られました。

平成10（1998）年には、平成22（2010）年度を目標年次とした、新たな指針として「広島県男女共同参画プラン」が策定され、平成23（2011）年、「広島県男女共同参画基本計画（第3次）」が策定され、新たに平成27年度を目標年次として具体的施策の推進を図ることとしています。

### （2）大竹市の取り組み

大竹市においては、平成9（1997）年度に設置した「女性行政推進懇話会」や平成10（1998）年度に実施した「第四次大竹市総合計画市民アンケート」を通じて、本市における女性問題の実情等について広く意見をいただきました。

これらの状況をふまえ、「おおたけ男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム」での策定作業、及び「おおたけ男女共同参画プ

ラン策定検討委員会」での検討を経て、本市が取り組むべき施策の基本方針として平成11(1999)年「おおたけ男女共同参画プラン」を策定しました。

さらに、平成16（2004）年には、公募市民による「大竹市男女共同参画推進委員会」を発足し、男女共同参画社会を早期に実現するため必要な施策等について検討を重ね、平成17（2005）年、「大竹市における男女共同参画を推進するために、大竹市が今後取り組むべき施策に関する提言」が提出され、その提言をふまえ実施計画を策定しました。

平成23（2011）年には、「第五次大竹市総合計画」を策定し基本計画において、男女共同参画を推進する人づくりに努めるよう、実効性のある新しいプランに取り組むこととしています。

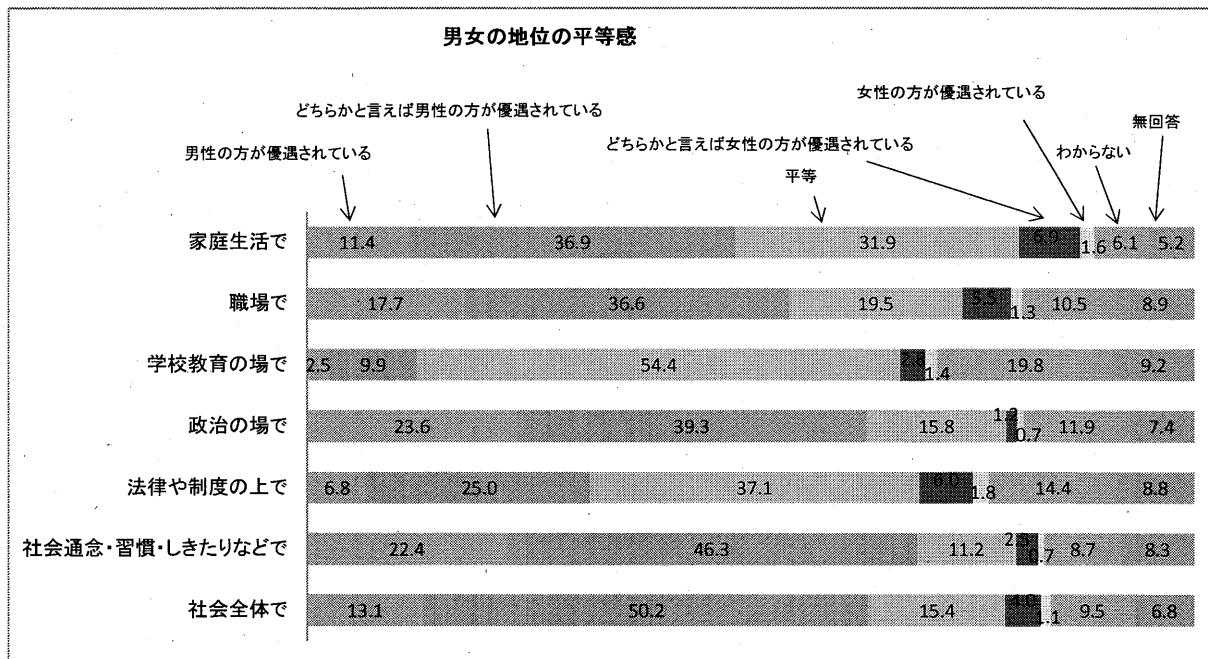
## 第2章 女性を取り巻く情勢

### 1. 性別役割と女性の地位

男女平等の実現に向けた動きの高まりとともに、さまざまな社会的活動に取り組む女性が増えています。

平成23年度の「広島県政世論調査」によると、男女の地位の平等感に関して、「社会全体」で男性の方が優遇されていると感じている人が約6割にのぼります。優遇されていると感じる場は「社会通念・慣習・しきたりなど」、「社会全体」、「政治の場」、「職場」、「家庭生活」という順となっています。

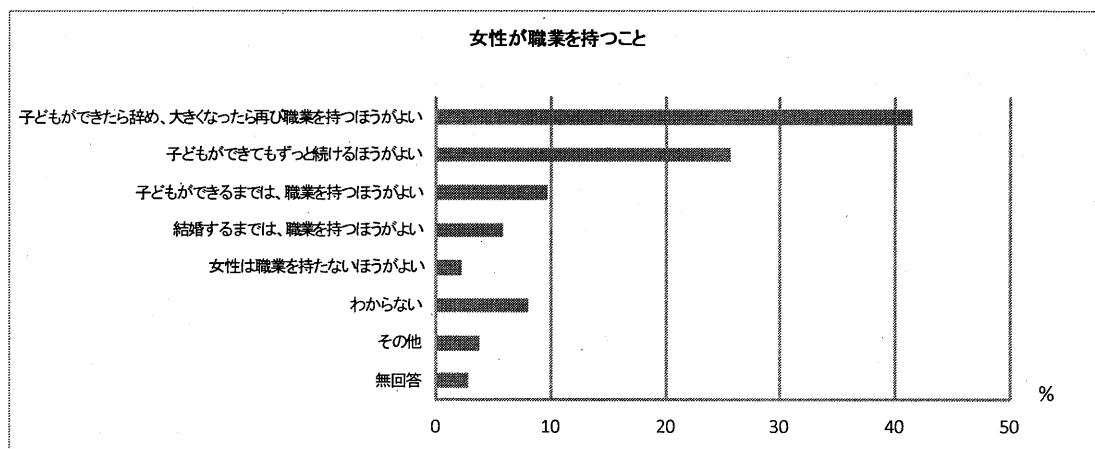
法律や制度での改善は進みつつありますが、社会通念や地域社会の伝統的な慣習・しきたりなど生活実態として、依然として男性中心の考え方方が根強く残っていることがうかがえます。これらは、女性の自立した生き方を阻害する大きな要因であり、地域社会や職場等の公的な場において、女性の能力や発言が軽視されたり、企画立案や方針決定過程への女性の参画がなかなか進まないといった問題として顕著に現れています。また、女性にとって、このような現状を容認することは、自らが責任ある立場に立つことを回避することにもつながります。これらの状況が続く限り、男女の対等な関係が成立しているとはいえません。



平成 23 年度 広島県政世論調査

## 2. 仕事と女性

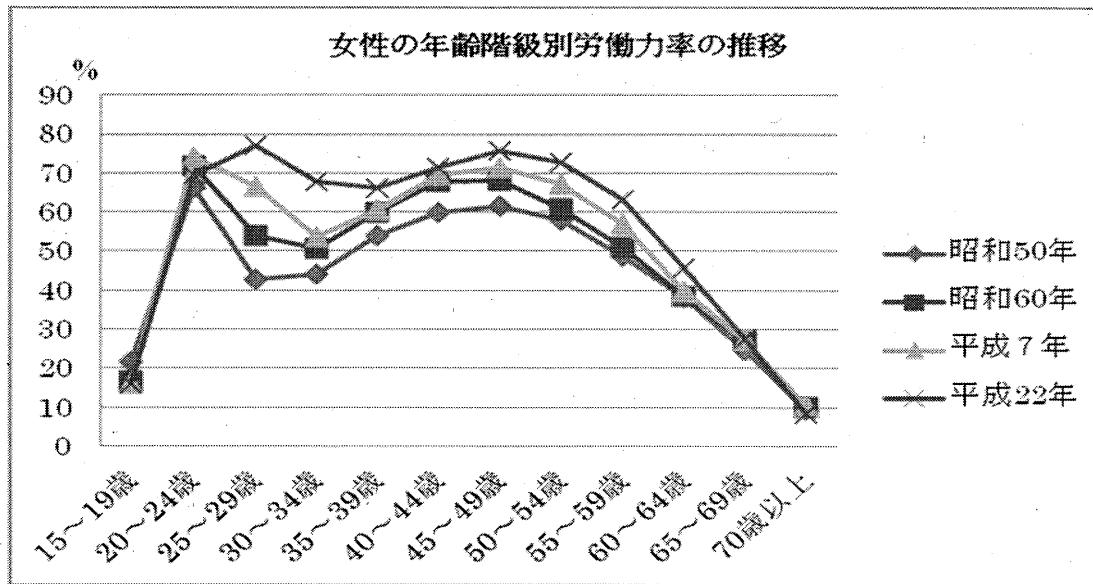
「広島県政世論調査」（平成23年度）によると、「女性が職業をもつこと」に関して、「子どもができたら辞め、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」とした人が最も多く、41.5%を占めています。



平成 23 年度 広島県政世論調査

女性の「年齢階級別労働力率※1」は出産・子育て期の世代で落ち込み、子育てを終えて再就職する世代で増加する、M

字型曲線※<sup>2</sup>を描いていますが、M字の谷は、未婚者の労働率の増加と晩婚化により徐々に浅くなる傾向にあります。



平成23年版 内閣府男女共同参画白書

また、子育てを終えた女性が再就職する場合、就労形態としてその多くがパートタイム労働であることは、女性が働き続けるための条件整備が十分でないことや、家庭責任※<sup>3</sup>に支障のない範囲であればといった女性自身の選択、所得税非課税限度額である、いわゆる103万円の壁※<sup>4</sup>なども影響していると考えられます。

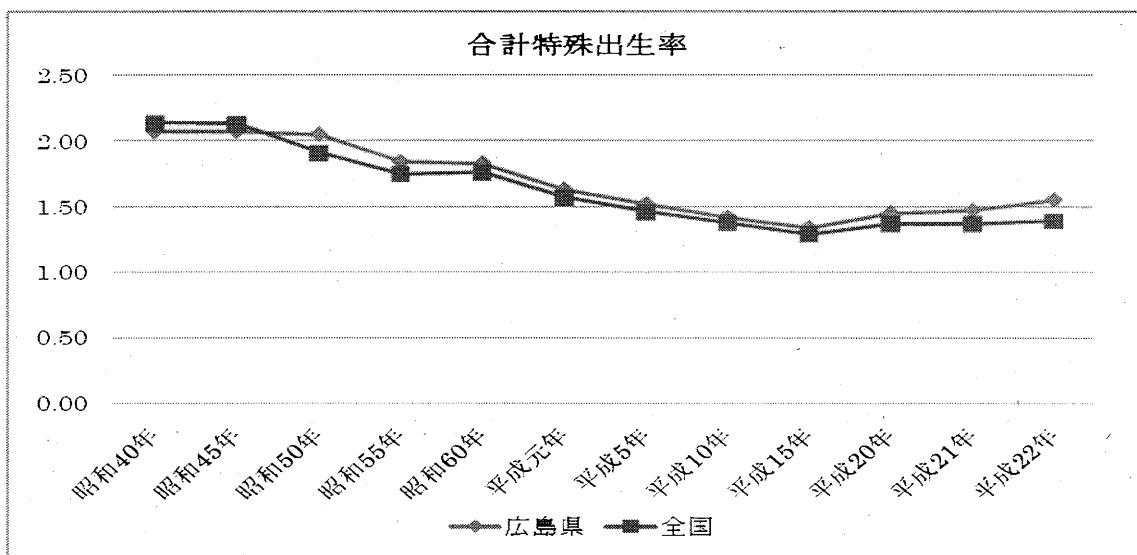
### 3. 少子・高齢化と女性

近年、高齢化の波は急速な勢いで押し寄せており、大竹市においても例外ではありません。本市の65歳以上の人口比率は、平成24（2012）年4月1日現在、29.4%で、年々増加傾向にあります。

また、高齢者に占める女性の割合は57.6%と高いことや、介護の担い手の多くが女性であるという実態から考えますと、社会の高齢化は、女性により大きな影響を及ぼす問題であるといえます。

一方、「1.57ショック<sup>※5</sup>」を契機として、少子化が大きな社会問題となっています。全国的な傾向として出生数は年々減少しており、合計特殊出生率<sup>※6</sup>は、全国平均で1.39（平成22（2010）年）まで落ち込んでいます。

少子化の原因としては、晩婚化、非婚化などのほか、子育てに対する経済的・心理的負担、仕事との両立の問題なども影響していると考えられます。急激な少子化は、高齢化の進行と合わせ、人口構成にひずみを生じさせ、将来の社会・経済に大きく影響するものと憂慮されます。



## 第3章 計画の概要

### 1. 基本理念

日本国憲法では、すべての国民は法の下に平等であり、個人として尊重され、性別によって差別されないとされています。女子差別撤廃条約でも、女性に対する差別が「権利の平等」と「人間の尊厳の尊重」の原則に反するものとされています。

女性の人権を確立していくためには、性によるあらゆる差別を撤廃し、人間としての尊厳と男女の実質的な平等を確保することが必要です。

この行動計画は、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、男女平等を基礎として、両性の自立と対等な社会参画を進めることにより平和で生き生きと活力に満ち、一人ひとりの人権が尊重される男女共同参画社会の実現をめざすものです。

### 2. 男女共同参画社会の概念

「男女共同参画社会」とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

### 3. 行動計画策定の基本的な考え方

#### (1) 人権尊重を基本とする男女平等の推進

女性であることを理由に発生する「女性問題」は、女性の

生き方や能力に様々な制約を課し、不利益や不平等を生じさせる極めて重要な問題である。男女共同参画社会の実現のためには、ひとりの人間として誰もが尊重される真の男女平等が不可欠であること。

#### (2) 社会的性別意識<sup>※7</sup>に縛られない視点の定着

家庭、学校、地域、職場などあらゆる社会領域における制度や仕組みが社会的性別意識に縛られたものとならないようには正していくこと。

#### (3) 政策・方針決定過程への参画促進

男女が等しく政策・方針決定過程に参画する機会を確保し、均等に利益を享受するとともに責任を果たすことのできるバランスのとれた社会を実現していくこと。

#### (4) 女性の存在感で新たな価値の創造

男女共同参画社会の実現のためには、社会システムや男性の意識の変革とともに、一人ひとりの女性が政治的、経済的、社会的または文化的に力をもった存在となることが重要であり、自らの意識と行動力を高めていくことにより多様な生き方を主体的に選択し、社会に新たな価値を創造することが可能となること。

### 4. 計画の基本目標

以上の基本的な考え方のもとに、次の四つの基本目標を設定します。

基本目標1 まなぶ 男女平等の風土づくり

- 基本目標2 はぐくむ 男女が共に育む地域社会づくり
- 基本目標3 はたらく 男女が共に生き生きとゆとりをもって働く  
ための環境づくり
- 基本目標4 くらす 生涯にわたり健康で安心して暮らせる社会  
づくり

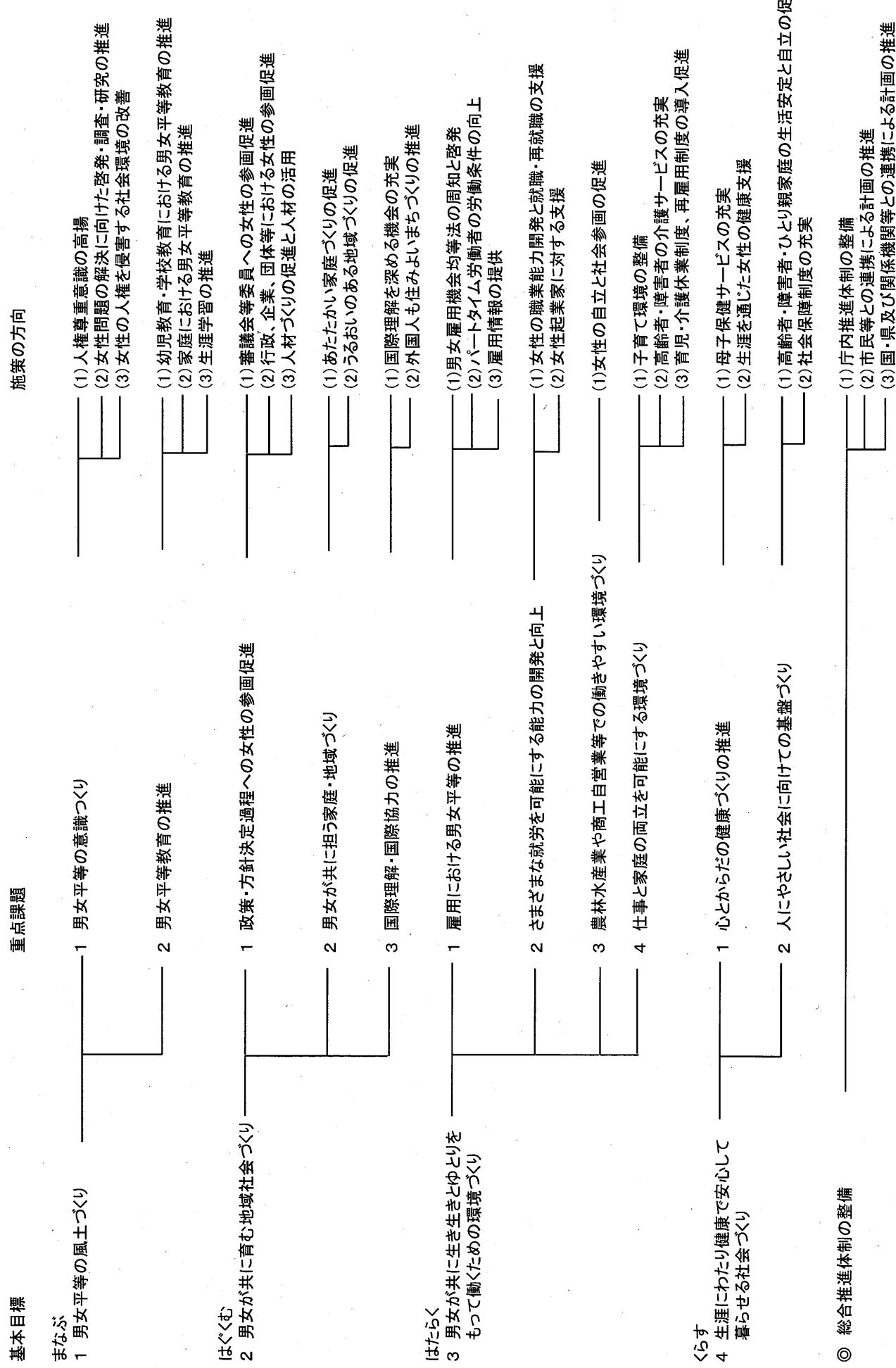
## 5. 目標年次

平成32（2020）年度を目標年次とします。

## 第4章 計画の内容

### 体系図

#### おおたけ男女共同参画プランの施策体系



## 基本目標1 まなぶ

### 男女平等の風土づくり

今日、女性は社会のさまざまな領域で活動の場を広げていますが、家庭、地域、職場での姿は、依然として男女がよきパートナーとして対等な立場で活動するまでには至っていません。

男女が性別にかかわりなく、社会の対等な構成員として、その能力を十分に発揮するためには、いまだに根強く残っている固定的な性別役割分担意識にとらわれない、個人の多様な生き方を認めあえる社会を築くことが引き続き必要です。

そのためには、男女の人権が等しく尊重される男女平等の風土づくりに向けて、慣習、慣行を見直し、固定観念を解消していくことが重要です。

そこで意識改革のために、教育及び学習をしていくことが重要であると考えます。特に幼少期から男女の性の尊厳を基礎にして、性の違いにとらわれない教育を行うことが大切です。また、社会のさまざまな分野に残っている性による差別・偏見を見抜く力を養うための場を数多く設け、人権尊重の理念を社会に深く根付かせていく必要があります。

また、社会問題化している女性に対する暴力<sup>※8</sup>は、女性の人権を侵害するとともに精神的にも大きな負担となるものであることを周知し、女性が安心して生活できる環境づくりに努める必要があります。

## 重点課題 1

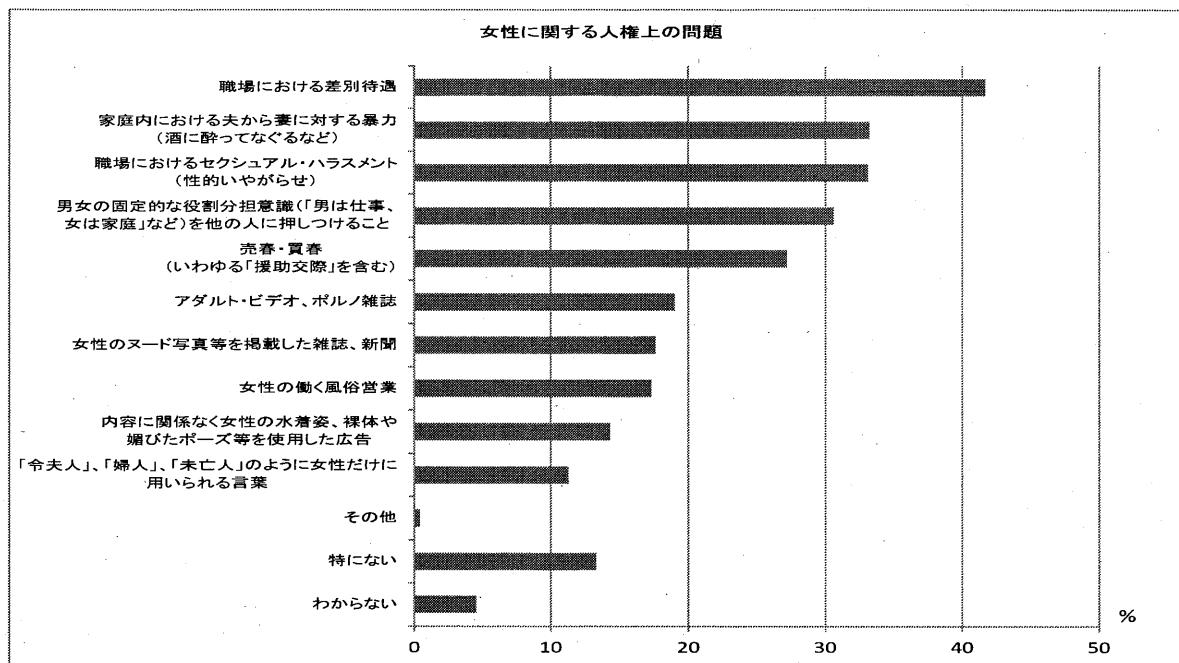
### 男女平等の意識づくり

男女平等についての社会意識は少しづつ高まってきていますが、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に基づいた慣習・慣行が依然として根強く残っています。

少子高齢化が進展する中、男女が共に責任を担うことが求められていますが、あいかわらず女性に家事・育児等の負担が偏っています。その結果、女性は行動範囲が狭まり、個性や能力が十分に発揮できない状況におかれています。

男女の人権が等しく尊重され、実質的な男女平等社会を実現できるよう、人権尊重意識の高揚と女性問題の解決に向けた、効果的な広報・啓発活動を行っていく必要があります。

また、セクシュアル・ハラスメント<sup>※9</sup>、ドメスティック・バイオレンス<sup>※10</sup>等に象徴される性を商品化した情報の氾濫や、女性に対する暴力の問題等が社会問題化しています。女性の人権が侵害されることのないよう、お互いの性を正しく理解し、尊重し合う環境づくりが求められています。



平成 19 年 6 月 内閣府人権擁護に関する世論調査

## 施策の方向

### (1) 人権尊重意識の高揚

- 男女の人の人権が等しく尊重され、実質的な男女平等の実現に向けて、人権尊重に関する広報・啓発活動について多様な媒体を使い幅広く推進します。

### (2) 女性問題の解決に向けた啓発・調査・研究の推進

- 男女共同参画社会の実現に向け、社会的性別意識に縛られない視点で女性の現状や市民意識等を調査・研究し、効果的な啓発活動など施策の推進に努めます。
- 各種団体や企業等に女性問題に関する研修会の実施を働きかけ、これの支援に努めます。
- 広報紙やパンフレット等の行政刊行物において、男女共同参画の視点からの表現徹底に努めます。

(3) 女性の人権を侵害する社会環境の改善

- 女性の人権を侵害する暴力や性の商品化等を誘発する社会環境の改善に努めます。

## 重点課題 2

### 男女平等教育の推進

人の意識や価値観は、幼少期から家庭・学校・地域社会の中で形成されます。そのため、人権意識や男女平等観を育てるうえで、幼少期からの教育の果たす役割は極めて重要です。保護者や教職員のもつ価値観や生活態度が、固定的な性別役割分担意識に基づいたものとならないよう子どもの発達段階に応じ男女平等観に立った教育の推進に努める必要があります。

個人の多様な生き方を認め合える社会を築くためには、男女が共に学び合い、自分自身の意識を変えていく努力を積み重ねていくことが重要です。男女平等を基本とした人間関係が育まれるよう、学校教育や社会教育等、あらゆる機会を通じて男女平等の意識づくりを進めていく必要があります。

また、お互いの良さを生かしながら輝いて生きていくためには、社会との関わりの中で自らの生き方を考え、主体的に学習していくことが大切です。

このため、生涯学習の中に女性問題の視点を取り入れ、より多くの学習機会を通じて、男女平等意識を醸成していく必要があります。

## 施策の方向

### (1) 幼児教育・学校教育における男女平等教育の推進

- 知識だけでなく、お互いを尊重する男女平等の視点に立った教育の推進に努めます。
- 男女平等の視点に立った教育を進めるため、教職員や保護者に対する研修等に努めます。
- 男女平等問題を、知識として教えるだけでなく、実践活動や体験学習等を通じた教育の推進に努めます。

### (2) 家庭における男女平等教育の推進

- 男女平等観に立った教育が行われるよう、家庭教育講座の開催やPTA等における学習の場の提供に努めます。
- 家庭における固定的な性別役割分担意識や、それに基づく慣習等を見直し男女が協力し合うよう啓発します。

### (3) 生涯学習の推進

- 生涯学習に男女平等の視点を取り入れ、男女平等意識を醸成していきます。
- 子育て中の女性の学習機会が得られるよう、託児付き講座等の開催に努めます。
- 男性が地域活動への参加や家庭責任を果たせるよう、子育て・介護等男女が共有できる課題を中心とした講座の開催等、学習機会の充実に努めます。

## 基本目標2 はぐくむ

### 男女が共に育む地域社会づくり

生活水準の向上や価値観の多様化等に伴い、個性を大切にした質の高い暮らし方を求める動きが高まってきています。

暮らしの基盤である家庭や地域は、男女が共に参画していく社会の実現にとって重要な役割を果たします。

少子・高齢化等により家族形態が多様化する中で、子育てや介護など家族をめぐる問題をいかに克服していくかが重要な課題となっています。そのためには、家族の一人ひとりが家庭責任を積極的に担うことが必要です。

性別による固定的な役割分担については、地域社会においても多く見受けられます。一般的に、地域活動の担い手の多くは女性ですが、団体活動等の政策・方針決定過程への女性の参画は、行政や企業の場合と同様に、依然として少ないのが実状です。男女が共に住みよいまちをつくるためには、地域社会における良きパートナーとしての自覚を持ち、協力し合うことが大切です。

また、地域の国際化が進む中で、外国籍の人が安心して暮らしていくためには、互いの国の文化、風習を学ぶ機会をつくり交流や相互理解を深めることが必要です。

## 重点課題 1

### 政策・方針決定過程への女性の参画促進

社会のさまざまな活動分野において、男女が共に政策・方針決定過程に参画する機会が確保され、お互いの意見が尊重されることが、社会の本来の姿です。

男女の雇用に関する法律・制度の整備は進んできましたが、審議会等の委員、自治会等の代表者、職場における管理職などに占める女性の割合は依然として低い状況です。

女性の意見が、行政・地域・職場のあらゆる場に反映されるように一層の努力が必要です。

一方で、女性が政策・方針決定過程へ参画することは、女性自身も責任を担うという自覚を持つことが大切です。女性の参画促進に向けて、意欲と能力を高めるよう支援していく必要があります。

#### 政治への女性の参画状況

平成23年12月31日現在

	総数 (人)	うち女性 (人)	女性の割合 (%)
広島県議会議員	66	3	4.5
大竹市議会議員	16	1	6.3

#### 大竹市の行政委員会・審議会等への女性の参画状況

平成24年3月31日現在

	総数 (人)	うち女性 (人)	女性の割合 (%)
地方自治法 第180条の5に基づく委員会等の委員	28	2	7.1
地方自治法 第202条の6に基づく審議会等の委員	260	42	16.2

## 施策の方向

### (1) 審議会等委員への女性の参画促進

- どの審議会等においても性別にかかわりなく参画しやすくなるように努めます。また、女性の審議会等委員の参画比率30パーセントを目標とします。
- 女性の意見をより一層市政に反映するために、市政懇談会等への女性の積極的な参画を促進します。

### (2) 行政、企業、団体等における女性の参画促進

- 行政において、性別にかかわりなく管理職など指導的立場に就くことができるよう啓発に努めます。
- 企業に対して、女性の総合職や管理職への登用など自主的・積極的な取り組みが行われるよう啓発に努めます。
- 自治会等各種団体における会長等の要職に女性が選出されるよう啓発に努めます。

### (3) 人材つくりの促進と人材の活用

- 性別に関わりなく、専門的な学習機会への参画ができるよう取り組みを行い、人材の養成に努めます。

## 重点課題 2

### 男女が共に担う家庭・地域づくり

性別による固定的な役割分担は、家庭生活や地域社会の中に見受けられます。女性は家事・育児・介護を受け持ち、男性がかかわる時間は少なく、女性に負担がかかっている実態があります。

誰もが生き生きと暮らせる社会を築いていくためには、男女が対等な立場で日常的に協力し合い、家庭や地域での活動に参画していくことが必要です。

家族を構成する男女が、豊かな家庭生活を築きながら共に地域に参画する姿は、子どもたちの男女平等意識を高める等、家庭内学習のきっかけにもなると考えます。

## 施策の方向

### (1) あたたかい家庭づくりの促進

- 家事・育児・介護等を男女が共に担えるよう講座など学習機会を提供し、性別による固定的な役割分担意識の解消に努めます。
- 育児休業制度・介護休業制度を男女共に利用できるよう啓発します。

### (2) うるおいのある地域づくりの促進

- 男女が共に参画する地域活動の輪を広げていくため、地域における男女平等意識の高揚を図るとともに、各種女性団体・グループ活動の支援やネットワーク化の促進に努めます。

## 重点課題 3

### 国際理解・国際協力の推進

国際化の進展とともに、大竹市においても市民レベルでの国際交流が進められています。

本市には、現在、多くの外国籍の人が生活していますが、同じ市民として安心して暮らしていくよう国籍を問わずお互いの人権を尊重し、誰もが住みよいまちをつくっていくことが必要です。

男女共同参画社会の実現には、お互いの考え方を認め合うことが必要です。言語や生活習慣等の違いを乗り越えて認め合うことができれば、地域社会で共に住みよいまちづくりを進めていくことができます。

そのためには、市民レベルの国際交流・相互理解を深めることが必要です。

## 施策の方向

### (1) 国際理解を深める機会の充実

- 国際的な相互理解を深めるための学習機会の提供に努めます。
- 平和の原点『ヒロシマ』の地であることの責務として、広報・啓発活動等による平和への貢献活動に積極的に取り組みます。

### (2) 外国籍の人も住みやすいまちづくりの推進

- 外国籍の人との身近な国際交流・相互理解の促進に努めます。

### 基本目標3 はたらく

#### 男女が共に生き生きとゆとりをもって 働くための環境づくり

多くの分野で女性の社会参加が進んでいますが、女性であることを理由に就労の機会や待遇の不平等や、子育て等によって退職を余儀なくされるという状況が見受けられます。これは、女性の働く権利がいまだ十分に保障されていない状況であると言えます。

少子・高齢化社会を迎え労働力の減少が進む中で、将来にわたって豊かで活力ある社会を築くために、女性の就業への社会的要請は一段と高まるものと思われます。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法<sup>※12</sup>の制定・改正などにより、制度上の雇用環境の整備は進んできましたが、実態面での男女間の格差は依然として存在することから、その格差を解消するための取り組みは引き続き必要です。

また、農林水産業や商工業等の自営業においても、女性は生産や経営の担い手として重要な役割を果たしているにもかかわらず、方針決定過程への参画は十分ではありません。家事や雑務等による負担を軽減し、起業や経営活動への参画に向けた環境を整備していくことが必要です。

一方で、再就職やパートタイム労働、起業等、多様な働き方ができるような支援も引き続き必要です。子育てや介護の大部分を、いまだに女性が担っていることから家庭責任を男女が共に担うという意識を高めるとともに、育児・介護サービス、子育てに伴う相談等の充実に努める必要があります。

## 重点課題 1

### 雇用における男女平等の推進

生活様式の多様化、個性化等によって女性の職場進出が進む中で、「男女雇用機会均等法」をはじめとする法制度の整備により、就労環境は改善されつつありますが、募集・採用や配置・昇進等の面では、まだ女性に不利な状況が続いています。

このため、働く場における実質的な男女平等の実現に向けて、男女の均等な機会と待遇が十分に確保されるよう助言、指導の措置を講じていく必要があります。

長引く不況や就職難の中、男女共にパートタイム・アルバイトなどの非正規雇用者の割合は増加し、特に女性の割合は高くなっています。

そのため、女性の割合が多いパートタイム労働者の労働条件の向上に努める必要があります。

さらに、雇用の場で女性の人権が侵害されることのないよう、セクシュアル・ハラスメントの防止に引き続き取り組む必要があります。

## 施策の方向

### (1) 男女雇用機会均等法の周知と啓発

- 男女の雇用機会の均等と待遇の平等を促進します。
- セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発に努めます。

### (2) パートタイム労働者の労働条件の向上

- パートタイム労働者の待遇と労働条件向上のための啓発に努めます。

### (3) 雇用情報の提供

- 就職・転職等さまざまな形態の情報が身近なところで得られるよう、関係機関との連携を図りながら情報の提供に努めます。

## 重点課題 2

### さまざまな就労を可能にする能力の開発と向上

生活様式の多様化とともに女性の就労意識にも変化が現れ、意欲的に働く女性が増えています。

結婚や出産等でいったん退職し育児等が一段落した後に再就職を希望する女性や、起業をめざす女性が、あらゆる分野に進出してその能力を発揮するためには、産業構造の転換や技術革新、ICT<sup>※11</sup>の進展等、めまぐるしく変化する社会情勢の中で、常に新しい知識や技能の習得が求められます。

このような社会情勢の変化に適切に対応できるよう、それぞれの希望に応じた職業能力の開発や資格取得の機会を充実し、再就職希望者や起業家への支援を進めが必要です。

## 施策の方向

- (1) 女性の職業能力開発と就職・再就職の支援
  - 自身の能力を發揮できる職業に就けるよう関係機関と連携して支援します。
  
- (2) 女性起業家に対する支援
  - 起業に際し関係機関と連携し、起業に関する知識・情報提供や相談に努めます。

## 重点課題 3

### 農林水産業や商工自営業等での働きやすい環境づくり

農林水産業や商工自営業に携わる女性は、生産活動等の実質的な担い手として重要な役割を果たしています。

しかしながら、家族経営が一般的であるために、地域に残る固定的な性別役割分担意識や慣行等により、女性は家族従事者、男性は経営方針等の決定者という関係にあることが多いようです。

また、仕事の場と生活の場が密接不可分であるため、女性の労働は家事労働の延長とみなされがちであり、過重な負担を余儀なくされている場合が少なくありません。

これら女性の果たしている役割を正しく認識し評価するとともに、対等なパートナーとして経営方針への参画、労働条件の改善等働きやすい環境づくりを進める必要があります。

## 施策の方向

### (1) 女性の自立と社会参画の促進

- 地域や経営面での方針決定に参画できるよう、啓発に努めます。
- 生産や経営に関する自主的な学習活動を支援するとともに、消費者や他地域との交流など情報交換の場づくりに努めます。

農林水産業における方針決定の場への女性参画状況  
〔平成23(2011)年4月1日現在〕

区分	総数(人)	女性	
		人数(人)	割合(%)
農協役員	396	17	4.3
農業委員	585	37	6.3
指導農業士	55	2	3.6
農業士	331	20	6
漁協役員	812	3	0.4

資料:平成23(2011)年版 広島県の男女共同参画に関する年次報告

## 重点課題 4

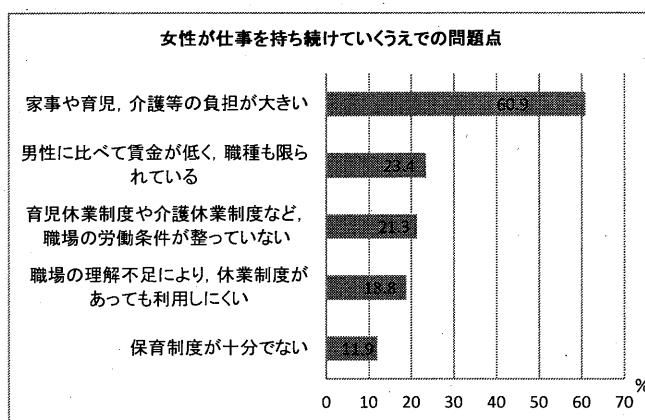
### 仕事と家庭の両立を可能にする環境づくり

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担により、育児、高齢者や病人・障害者の介護、家事等は女性が担うべきものとの考えが、女性が働き続けることを困難にする大きな障害となっています。

女性が生き生きと働き続けるためには、家庭責任を男女が共に担えるように、労働条件や意識を変えていく必要があります。特に育児・介護については、社会全体の責務として負担を分かち合っていくことも大切です。

男女が職業上の責任と育児や介護といった家族的責任を両立させ、安心して子どもを産み、育てることができ、また、高齢者が健やかに暮らせる社会を築くためには、働きながら育児や介護ができる条件整備が必要です。

そのためには、保育所や低学年児童の放課後児童保育等の保育環境を充実するとともに、事業主においては育児休業制度や介護休業制度等の普及・充実、労働時間の短縮を進め、安心して働くことができる環境を整備する必要があります。



資料：第五次大竹市総合計画アンケート

## 施策の方向

### (1) 子育て環境の整備

- 子育てに関する施策の総合的な推進に向け、より効果的な子育て支援のあり方について調査・研究します。
- 就労形態に見合った保育が可能となるよう保育サービスの充実に努めます。
- 安心して預けられる保育環境の整備に努めます。
- 子育てについての保護者の相談に気軽に応じ、適切な助言や支援が行えるよう相談支援体制の充実に努めます。

### (2) 高齢者・障害者の介護サービスの充実

- 介護者や利用者の負担を軽減するため、介護サービスの充実に努めます。
- 介護保険制度等に関する情報の提供に努め、住み慣れた地域や住まいでの自立した生活が送れるよう総合相談や包括的な支援に取り組みます。

### (3) 育児・介護休業制度、再雇用制度の導入促進

- 制度の普及・促進に努めます。
- これらの制度が利用しやすい職場環境が整うよう啓発に努めます。
- ゆとりのあるライフスタイルの実現に向けて、労働時間短縮の取り組みが促進されるよう啓発に努めます。

## 基本目標4 くらす

生涯にわたり健康で安心して

暮らせる社会づくり

生涯を通じて健康で安心して生活することは、すべての人の願いです。

高齢化とともに平均寿命が長くなる中で、寝たきりの予防や脳の活性化、健康の保持・増進を図ることが重要で、核家族の中で子育てや仕事に伴うストレス、介護の不安などに起因する、心の健康問題にも留意する必要があります。

生涯を通じて心身ともに健康であるためには、「自らの健康は自ら管理する」という意識を高め、食生活の改善やスポーツなど、日頃から健康づくりに努めることが大切です。また、相談体制の充実や疾病の早期発見・早期治療など、予防のための施策に力をいれる必要があります。

女性は身体に妊娠や出産のための機能が備わっているため、ライフサイクル<sup>※12</sup>を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)<sup>※13</sup>の視点から、男性も含めて認識を深めていく必要があります。

多様な家族形態やあらゆる世代のもと、地域にはさまざまな暮らしが存在します。中でも、社会的に弱い立場の人たちが安心して暮らせる環境づくりを進めていく必要があります。

## 重点課題 1

### 心とからだの健康づくりの推進

男女が共に生き生きと生活していく社会を実現するためには、心身共に健康的に過ごせる環境づくりが大切です。

そのためには、市民の健康づくりを支援するサービスの充実と自らが積極的に健康づくりに取り組むことが求められています。

女性の身体に備わっている妊娠や出産のための機能を女性のみのものとしてとらえるのではなく、社会全体が尊重すべきであるとの認識を深めなければなりません。

また、平均寿命が長くなる中、健康寿命を長くすることが重要です。

人と人とのふれあいが少なくなった今日、家事・育児・介護に携わる人、高齢者や障害者は家に閉じこもりがちになります。また、働く女性は仕事と家庭の両立や職場関係等によりストレスが溜り、精神的にも不健康な状態におかれる傾向があります。心のケアに対する健康管理体制の充実も図る必要があります。

## 施策の方向

### (1) 母子保健サービスの充実

- 妊産婦や乳幼児に対して、疾病の早期発見のための健診事業等を推進します。
- 家庭においては、家族に家事・育児への参画が促進されるよう、また、企業においては、出産休暇や育児休暇など母性保護のための環境整備が図れるよう、啓発に努めます。
- 安心して妊娠・出産・子育てができるよう母子保健医療の充実に努めます。
- 乳幼児の健全な発育・発達を図るため、子育ての支援や相談の充実に努めます。

### (2) 生涯を通じた女性の健康支援

- 健康管理や疾病の予防・早期発見ができるよう、健康教育、健康相談、健康診査の充実に努めます。
- 健康づくりと体力の保持・増進に取り組めるように、生涯を通じたスポーツ・レクリエーション活動の振興に努めます。
- 人生に生きがいを持てるように各種講座の開催や相談体制の充実に努めます。
- 女性の健康等の様々な問題について、相談体制の整備や健康保持に関する事業を推進します。

## 重点課題 2

### 人にやさしい社会に向けての基盤づくり

高齢化が急速に進行する中で、高齢者に占める女性の割合が多くなっています。寝たきりや認知症の高齢者も女性が多くを占め、また、家庭においてその人たちを主に介護しているのもほとんどが女性です。このような実態の中では、高齢化は、まさに女性との関わりが深い問題であるといえます。

高齢者・障害者等の介護負担を軽減するためには、ホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイ等の介護保険及び保健福祉サービスを充実させが必要です。

さらに、充実したサービスが受けられるよう、それに携わる人たちの資質の向上や地位の確立、働きやすい環境づくりが求められます。

また、高齢者や障害者等が日常生活において、より身近な地域社会にあたたかみを感じながら、住みなれた場所で安心して豊かな生活を送るためには、ノーマライゼーション<sup>※14</sup>の浸透と保健・福祉サービスの充実による社会的基盤の整備が必要です。

一方、年々増加しているひとり親家庭では、経済的にも、子どもの養育や家族の健康面などにおいても、不安定な立場に置かれがちです。こうした人たちが、自立し安心して暮らせるよう支援していく必要があります。

## 施策の方向

### (1) 高齢者・障害者・ひとり親家庭の生活安定と自立の促進

- 福祉・介護サービスを積極的に受けられるよう、事務手続き等の簡素化を図り、サービス内容の周知と周囲の理解を促すよう啓発します。
- 高齢者・障害者と子どものふれあいの場づくりを推進する等、生きがい対策を進めます。
- ひとり親家庭の実情にそった支援体制の充実に努めます。
- 高齢者や障害者等が日常生活において、住みなれた場所で安心して自立した生活を送るための環境の整備に努めます。
- 県と連携を図り、福祉・介護サービスに携わる人たちの資質の向上等に努めます。
- 高齢者・障害者が、あらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、福祉の基本的理念の一つであるノーマライゼーションの考え方を普及します。

### (2) 社会保障制度の充実

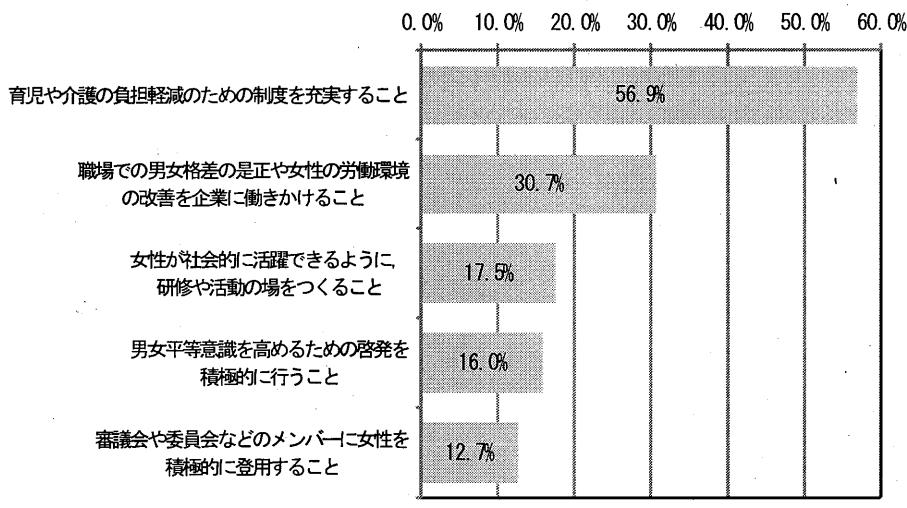
- 各種制度の充実に向けて関係機関への要請等を行います。

## 総合推進体制の整備

本市における男女共同参画社会づくりへの課題の解決にはいろいろな分野における施策への取り組みが必要であり、行政のあらゆる分野で男女平等の視点が反映されなければなりません。

第五次大竹市総合計画等との整合性を図りながら、各種施策を総合的かつ効果的に進めるためには、推進体制の整備、府内・外への働きかけ、国・県等との連携によって効率的に推進していく必要があります。

男女平等を進め、女性の社会参画を促進していくためには、今後どのような取り組みが必要であると思いますか。(394件、複数回答)



## 施策の方向

### (1) 庁内推進体制の整備

- 関係各課の連携を図りながら諸施策を全庁的・総合的に推進します。

### (2) 市民等との連携による計画の推進

- 施策の推進にあたって、市民や各種団体、企業等との積極的な連携を図ります。

### (3) 国・県及び関係機関等との連携による計画の推進

- 広域的な視点に立って、国・県や近隣市町とも連携を図ります。

## 資料編

### ○ 用語解説

#### ※1 年齢階級別労働力率

労働力人口(15歳以上)に対応する年齢階級の人口に対する比率。

#### ※2 M字型曲線

女性の労働力率を年齢階級別にみた際、20歳代と40歳代を山とし、30歳代が谷になるアルファベットのMのような形になる線のこと。

#### ※3 家庭責任

家庭を維持していくうえで求められる責務をいい、育児や介護のほかに家事もふくまれる。

#### ※4 103万円の壁

会社員の夫を持つ妻、もしくは、会社員の妻をもつ夫の年収が、100万円を超えると、夫(妻)は住民税の配偶者控除を受けられず、さらに、103万円を超えると、所得税の配偶者控除が受けられなくなることから103万円の壁といわれる。

#### ※5 1.57ショック

合計特殊出生率は、戦後直後の第1次ベビーブームの頃には高水準(最高値4.54)にあったが、平成元(1989)年には、昭和41(1966)年の1.58を下回る1.57を記録したことから、「1.57ショック」といわれる。

#### ※6 合計特殊出生率

女性の年齢別出生率を合計した値で、一人の女性が一生の間に産む子どもの平均数。

#### ※7 社会的性別意識

男性と女性という生物学的な機能や生殖能力の性差に対し、「男らしさ」「女らしさ」のように社会的・文化的につくられた性差。

#### ※8 女性に対する暴力

性犯罪、売春、家庭内暴力、セクシュアル・ハラスメント等の性別に基づく暴力行為であって、女性に対する身体的、性的、心理的な危害または行為を主にいう。

#### ※9 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、公衆の場へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。

#### ※10 ドメスティック・バイオレンス

恋人、配偶者やパートナーから受ける暴力。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的な暴力、性的暴力、経済的な暴力も含まれる。

※11 ICT

ICTは情報通信技術の略で、ITとほぼ同義の意味を持つが、コンピュータ関連の技術をIT、コンピュータ技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる場合もある。

※12 ライフサイクル

人間の生活周期、生活設計などのため、人生をいくつかの段階に分けたもの。

※13 女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

身体的、精神的、社会的に良好な状態にあり、安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むか、または産まないかなどを当事者である女性に幅広い自己決定権を認めようとする考え方で妊娠、出産、中絶に関わる女性の生命の安全や健康を重視したもの。

※14 ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障害者もそうでない者もすべて人間として普通(ノーマル)の生活を送るために、ともに暮らし、ともに生き抜く社会こそノーマルであるという考え方。

○男女共同参画に関する主な年表

	国際連合	日本	広島県
昭和50年 (1975)	・国際婦人年世界会議開催（メキシコシティ）「世界行動計画」採択 ・1976（昭和51）年から1985（昭和60）年までを「国連婦人の10年」と決定	・総理府に「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題担当室」設置 ・婦人問題企画推進会議設置	
昭和51年 (1976)		・育児休業法の施行 ・「民法」改正施行（離婚復氏制度）	
昭和52年 (1977)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館 ・国内行動計画前期重点目標発表	・女性行政の窓口を民生部青少年婦人対策室に設置 ・「婦人問題行政連絡協議会」設置
昭和54年 (1979)	・女子差別撤廃条約採択（第34回国連総会）		・青少年婦人対策室を青少年婦人課に組織改正 ・「広島県婦人対策推進会議」設置
昭和55年 (1980)	・「国際婦人の10年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン）	・女子差別撤廃条約署名	・推進会議「広島県の婦人の地位向上と社会参加をすすめるための提言」提出
昭和56年 (1981)	・「女子差別撤廃条約」発効	・「民法」改正施行（配偶者の相続分引き上げ）	
昭和57年 (1982)			・広島県新長期総合計画に「婦人の地位向上と社会参加の促進」の項目設定
昭和59年 (1984)		・アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム開催	
昭和60年 (1985)	・「国際婦人の10年」最終年 世界会議開催（ナイロビ） ・「（西暦2000年に向けての）婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法」改正施行（父母両系主義） ・「男女雇用機会均等法」公布 ・女子差別撤廃条約批准	
昭和61年 (1986)		・婦人問題企画推進有識者会議設置 ・「男女雇用機会均等法」施行	・広島県発展計画に「婦人対策の推進」の項目設定 ・婦人総合センター基本構想発表 ・「広島県婦人対策推進懇話会」設置（以下懇話会）
昭和62年 (1987)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
昭和63年 (1988)			・懇話会「婦人対策の推進のために～男女共同参加型社会システムへの転換～」提出 ・「広島県女性プラン」策定 ・「財団法人広島県女性会議」設立
平成元年 (1989)			・「エゾール広島」（広島県婦人総合センター）開館
平成2年 (1990)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
平成3年 (1991)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定	・青少年婦人課を青少年女性課に組織改正 ・「広島県女性対策推進懇話会」設置（以下「懇話会」）
平成4年 (1992)		・「育児休業法」施行	・懇話会「男女共同参加型社会の構築を目指して」提言 ・「広島県女性プラン（第1次改定）」策定
平成5年 (1993)	・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」施行	
平成6年 (1994)	・国際人口開発会議開催（カイロ） ・1995（平成7）年から2004（平成16）年までを「人権教育のための国連十年」と採択	・高等学校での家庭科の男女必修実施 ・総理府に男女共同参画室設置 ・男女共同参画推進本部設置	・広島県婦人総合センターを広島県女性総合センターに名称変更
平成7年 (1995)	・第4回世界女性会議及びNGOフォーラム開催（北京）	・「育児・介護休業法」公布 ・ILO156号条（家族的責任条約）批准	
平成8年 (1996)		・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	
平成9年 (1997)		・男女共同参画審議会設置（法律） ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定 ・介護保険法施行	
平成10年 (1998)			・懇話会「21世紀への男女共同参画づくりのために」提言 ・「広島県男女共同参画プラン」策定
平成11年 (1999)		・「男女共同参画社会基本法」施行	
平成12年 (2000)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）「政治宣言」、「成果文書」採択	・「介護保険法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	
平成13年 (2001)		・内閣府に男女共同参画会議、男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」施行	・「男女共同参画推進室」設置
平成14年 (2002)			・「広島県男女共同参画推進条例」施行 ・「広島県男女共同参画審議会」設置（以下「審議会」）
平成15年 (2003)		・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ・「少子化社会対策基本法」施行	・「広島県男女共同参画基本計画」策定

	国際連合	日本	広島県
平成16年 (2004)		・「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」策定	
平成17年 (2005)	・国連婦人の地位委員会「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	・審議会「広島県男女共同参画基本計画(改定)に盛り込むべき事項」答申
平成18年 (2006)			・「広島県男女共同参画基本計画(第2次)」策定
平成19年 (2007)		・「男女雇用機会均等法」改正施行	
平成22年 (2010)	・国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	・審議会「広島県男女共同参画基本計画(改定)に盛り込むべき事項」答申
平成23年 (2011)			「広島県男女共同参画基本計画(第3次)」策定